

天童市除雪オペレーター担い手確保支援事業費

補助金のご案内

除雪オペレーターの担い手確保を目的に、補助対象事業者が雇用する方が除雪車両の運転を行うために必要な免許の取得及び講習の受講に要する経費について、予算の範囲内において、補助対象事業者に対して経費の一部を補助します。

1 補助対象事業者

令和6年度において、本市と道路除雪及び運搬除雪業務の委託契約を締結した事業者のうち、令和7年度も継続して、当該除雪委託業務を受託する意思を有する事業者が対象となります。

2 補助要件

補助対象事業者が雇用する方で、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 令和7年4月1日において、普通自動車免許(AT限定を含む。)を所持している60歳以下の方
- (2) 市管理道路の除雪業務(大型特殊免許を必要とする作業及びその作業の助手作業に限る。)を令和7年度から起算して3年以上続けることができる方
- (3) 他の地方公共団体が実施する除雪オペレーターの担い手支援に係る助成又は補助を受けていない方

※上記要件に違反した場合は、補助金の返還を求めます。

3 補助対象経費

- (1) 大型特殊免許の取得費用(入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料)(新規に取得するものに限る。)
- (2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習の受講費(講習会受講料及び教材代)
- (3) 除雪機械管理施工技術講習会の受講費(講習会受講料及び教材代)

※不合格等で追加経費が発生した場合の経費は対象としません。

4 着手及び提出期限等

事業着手：交付決定後に着手

補助金等の交付申請提出期限：令和7年10月31日まで

当該免許の取得及び講習受講期限：令和7年11月28日まで

実績報告書提出期限：免許取得及び講習受講後30日を経過する日、又は令和8年3月21日のいずれか早い日とします。

5 補助金額（1事業者あたり）

年齢制限	補助率(補助上限額)
60歳以下	補助対象経費(1)～(3)の1人当たりの合計値の1/2 (上限額:補助対象者数×5万円を限度)

※ 年齢は令和7年4月1日時点の年齢とします。

※ 交付申請額は千円未満の端数を切り捨てた額となります。

6 受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年10月31日(金)

※先着順のため、予算額に達した時点で受付終了となりますので、あらかじめご了承ください。

7 申請方法

補助事業に着手する7日前までに交付申請書に次の書類を添付して提出して下さい。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 申請時に所有している運転免許証の写し
- (3) 令和6年度の除雪作業従事者届出書の写し
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (5) 上記のほか、市長が必要と認める書類

8 事業内容を変更する場合

事業内容で下記に該当する場合は、事前に変更申請する必要があります。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (2) 補助対象雇用者の変更
- (3) 資格取得等の内容の変更
- (4) 教習所等の変更

※事業を中止する場合も、申請する必要があります。

問い合わせ・申請先

天童市 建設部 建設課 維持係

〒994-8510 山形県天童市老野森 1-1-1

TEL 023-654-1111(内線 415)